

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定等を求める意見書（案）

土砂等の無秩序な埋立て、盛土または堆積等の行為（以下「埋立て等」という。）により、災害の発生の防止及び生活環境の保全上の観点から支障が生じている事案が奈良市内を含む奈良県内において相次いでいる。

土砂等の埋立て等を規制する法令及び例規は、盛土の崩壊等による災害の発生の防止を目的としたものとしては、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、森林法、宅地造成等規制法等が存在し、搬入土砂等による土壌の汚染や水質汚濁等による生活環境の保全を目的としたものとしては、環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が存在する。

しかし、これらの法令及び例規による規制対象は一定の指定された区域に限定されており、上記の奈良県における地域事情に照らすと、それ以外の区域における災害の発生の防止及び生活環境の保全上の観点からは不十分なものである。また、奈良県砂防指定地等管理条例等により規制対象とされている行為についても、その態様の悪質性や被害が生じた場合の重大性に徴すれば、その罰則の程度は軽いものと考えられる。

これらを踏まえ、災害の発生の防止及び生活環境の保全上の観点から支障が生じるおそれのある埋立て等について、適切に規制する必要がある。

よって、奈良県におかれては、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定及び関係法令に基づく例規の見直し等の措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

奈良市議会